

# (抜粋)

資料4

## 平成24年度神奈川県サービス管理責任者研修及び 児童発達支援管理責任者研修実施要綱

### 1 目的

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等において、サービス管理責任者の業務に従事する者及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得し、資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

神奈川県

### 3 研修の対象者

4(2)の表中「対象となる事業等の種類」に掲げるいずれかの事業に従事する者（予定の者を含む）であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 神奈川県内に所在する指定障害福祉サービス事業者においてサービス管理責任者として配置される予定の者（既にサービス管理責任者として配置されている者であって、サービス管理責任者研修を修了していない者を含む。）
- (2) 神奈川県内に所在する指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所等において、児童発達支援管理責任者として配置される予定の者（既に児童発達支援管理責任者として配置されている者であって、サービス管理責任者研修の児童分野を修了していない者を含む。）

### 4 研修内容

#### (1) 研修カリキュラム

- ア サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割に関する講義（共通）
- イ アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（分野別）
- ウ サービス提供プロセスの管理に関する演習（分野別）

#### (2) 研修の対象となる指定障害福祉サービス等の種類、募集定員

分 野	対象となる事業等の種類	募集定員
介護	療養介護 生活介護	150人
地域生活（知的・精神）	自立訓練（生活訓練） 共同生活援助 共同生活介護	150人
就労	就労移行支援、 就労継続支援（A型・B型）	100人
地域生活（身体）	自立訓練（機能訓練）	10人
児童 (児童発達支援管理責任者研修)	児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、	100人

	福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	
合 計		510人

(注1) 上記に掲げるサービス種類以外の事業は本研修の対象とならない。

(注2) 共同生活援助及び共同生活介護については、平成21年10月1日から身体障害者も対象に含まれることとなったが、分野については従前のとおり地域生活(知的・精神)とする。

## 5 日程及び会場

### (1) 共通講義

#### (サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修にかかわらず全員受講※)

※ただし、別紙留意事項の7を参照のこと。

ア 日時 平成24年11月19日（月）10時～17時30分

イ 会場 横浜市泉公会堂

### (2) 分野別研修（児童発達支援管理責任者研修含む）（必要な分野のみ受講）

ア 日時

#### (ア) 介護分野

平成24年12月4日（火）10時～17時30分

平成24年12月5日（水）9時30分～17時

#### (イ) 地域生活（知的・精神）分野

平成25年1月30日（水）10時～17時30分

平成25年1月31日（木）9時30分～17時

#### (ウ) 就労分野

平成25年1月9日（水）10時～17時30分

平成25年1月10日（木）9時30分～17時

#### (エ) 地域生活（身体）分野

平成25年1月9日（水）10時～17時30分

平成25年1月10日（木）9時30分～17時

#### (オ) 児童（児童発達支援管理責任者研修）

平成24年12月20日（木）10時～17時30分

平成24年12月21日（金）9時30分～17時

イ 会場

分野	場所
介護分野、地域生活（知的・精神）分野、就労分野、児童（児童発達支援管理責任者研修）	神奈川県総合薬事保健センター ホール
地域生活（身体）	神奈川県総合薬事保健センター 会議室

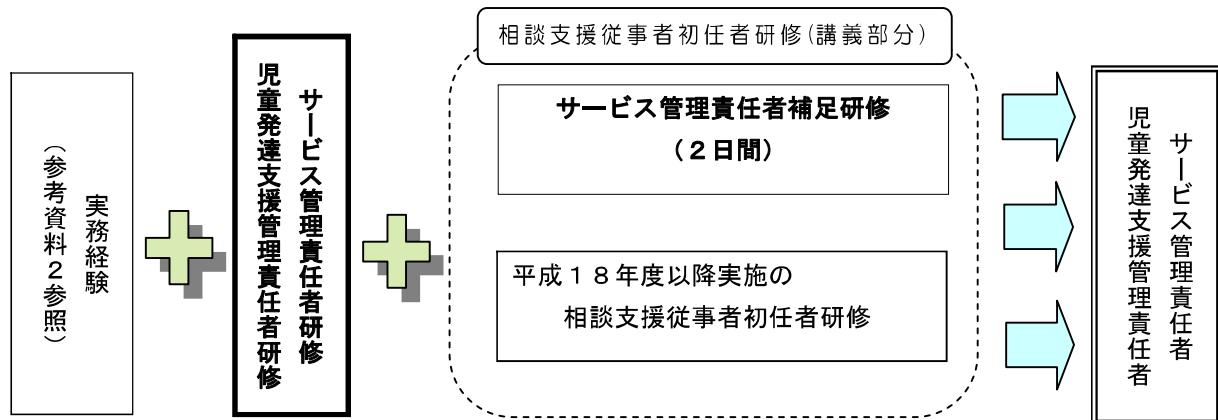
## 6 受講料 無料

## 7 申込方法

## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件について

参考資料 1

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める実務経験と研修の修了が必要です(実施要領<留意事項>参照)。



### <経過措置について>

#### 1 サービス管理責任者

【平成24年4月1日以降の新規指定の事業所】

事業開始後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいざれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

【平成24年3月末に指定されている事業所】

平成25年3月31日までは、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。なお、多機能型事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設（以下「多機能型事業所等」という。）については、平成25年3月31日までの間に当該事業所等において提供されるいざれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、平成27年3月31日までの間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

#### 2 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識・経験があつて、個別支援計画の作成・評価などの知見・技術があることが必要と考えていることから、障害者自立支援法のサービス管理責任者の要件と同じく、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了を要件とする。

ただし、施行後直ちに、研修を修了した者を確保することが困難な場合があるので、施行後3年間（平成27年3月31日までを予定）においては、実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していないても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる経過措置を講ずる。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

## サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

### 参考資料2

内は、別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲		
業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
<b>① 相談支援業務</b>	ア 相談支援事業に従事する者 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター ・保健所 ・市町村役場	
	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害者支援施設 障害児入所施設 老人福祉施設 精神保健福祉センター 救護施設及び更生施設 介護老人保健施設 地域包括支援センター	
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター	5年以上
	オ 特別支援教育における進路指導・教育相談の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校	
	カ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主任用資格を有する者 (2)相談支援従事者研修修了者 (3)国家資格等※1を有する者 (4)上記アからオに掲げる業務に1年間以上従事した者	
	キ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ・身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、 ・身体障害者福祉センター ・知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム ・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障 害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不 自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、 重症心身障害児) ・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助 ・地域就労援助センター ・市町村から補助または委託を受けている作業所等 ・小学校、中学校の特別支援学級 ・のいずれかにおいて主に相談支援の業務に従事した者	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
② 直 接 支 援 業 務	<p>ア 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 障害者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者更生施設</li> <li>・身体障害者療護施設</li> <li>・身体障害者福祉ホーム</li> <li>・身体障害者授産施設</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・精神障害者社会復帰施設</li> <li>・知的障害者デイサービスセンター</li> <li>・知的障害者更生施設</li> <li>・知的障害者授産施設</li> <li>・知的障害者通勤寮</li> <li>・知的障害者福祉ホーム</li> </ul> <p>障害児入所施設 老人福祉施設 介護老人保健施設 療養病床 障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 老人居宅介護等事業 保険医療機関 保険薬局 訪問看護事業所</p>	10年以上
	<p>イ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者 特例子会社 重度障害者多数雇用事業所</p>	
	<p>ウ 盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者 盲学校 聾学校 養護学校</p>	
	<p>エ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正前の身体障害者居宅介護、知的障害者居宅介護、児童居宅介護、精神障害者居宅介護、身体障害者デイサービス、児童デイサービス</li> <li>・知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所、通所)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)</li> <li>・知的障害者地域生活援助、精神障害者地域生活援助</li> <li>・市町村から補助または委託を受けている作業所等</li> <li>・小学校、中学校の特別支援学級</li> <li>・のいずれかにおいて主に直接支援業務に従事した者</li> </ul>	

業務の種類	業務の範囲	必要経験年数
③ 有 資 格 者 等	<p>ア 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)社会福祉主任用資格を有する者</li> <li>(2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者</li> <li>(3)保育士</li> <li>(4)児童指導員任用資格者</li> <li>(5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者</li> </ol>	5年以上
	<p>イ 上記①の相談支援業務及び②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者</p>	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のこという。

注)ここで、1以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(別添3)

## サービス管理責任者に関するQ & A

問1 実務経験の具体的な確認方法はどのように考えているか。

- A 現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も合わせて確認することとなる。  
なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、施設等の長による証明がなくとも出勤簿等の記録により確認ができれば良いこととする。  
また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しで確認することとなる。

問2 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験年数が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのであるか。

- A 国家資格による業務としても、相談支援業務及び直接支援業務としてもカウントして良い。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく5年以上の実務経験で良いこととなる。

問3 小規模作業所における実務経験も含まれるのか。

- A 公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものと考えられる。

## 「サービス管理責任者補足研修」に係るQ & A

参考資料3

### (サービス管理責任者補足研修と相談支援従事者初任者研修)

問1 「サービス管理責任者補足研修」と「相談支援従事者初任者研修」とは、どのような関係にあるか。

(答) サービス管理責任者補足研修は、相談支援従事者初任者研修7日間のうちの講義部分（一部）と同じカリキュラムとなっており、サービス管理責任者補足研修と相談支援従事者初任者研修の2つの研修を合同で実施しています。したがって、相談支援従事者初任者研修を修了している方は、サービス管理責任者補足研修を受講する必要はありません。

### (受講の要否)

問2 サービス管理責任者補足研修を受講する必要がない場合はあるか。

(答) (1) 次の研修を受講済みの方又は修了している方は、サービス管理責任者補足研修を受講する必要はありません。

ア 既に「サービス管理責任者補足研修」を受講済みの方

イ 平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」と平成18年度以降の「相談支援従事者研修(追加研修)」の2つの研修を受講済みの方（ただし、平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」のみ受講済みの方は、「サービス管理責任者補足研修」を受講する必要があります。）

※「障害者ケアマネジメント研修」とは？

- ・神奈川県障害者ケアマネジメント従事者養成研修
- ・横浜市「ケアマネジメント」（応用コース）研修会
- ・川崎市障害者ケアマネジメント従事者養成研修
- ・神奈川県立保健福祉大学実践教育センター「障害児者支援課程」（平成16年度・平成17年度修了者のみ）

ウ 平成18年度以降に「神奈川県相談支援従事者初任者研修(補足研修)」を受講済みの方

エ 平成18年度以降に、「神奈川県相談支援従事者初任者研修」（県の委託により横浜市及び川崎市が実施する研修を含む。）及び神奈川県立保健福祉大学実践教育センターが実施する「障害児者支援課程」を修了している方

オ 国、他の都道府県等が実施する、上記ア～エに相当する研修を受講済みの方又は修了している方

次の研修を受講(修了)されている方は、サービス管理責任者補足研修の受講は不要です。

H17年度までの  
障害者ケアマネジメント研修



相談支援従事者研修(追加研修)  
(～H19年度) (1日)

相談支援従事者研修(補足研修) (～H19年度) (2日間)

サービス管理責任者補足研修 (H20年度～) (2日間)

相談支援従事者初任者研修(横浜市、川崎市実施分含む。) (H18年度～) (7日間)

神奈川県立保健福祉大学実践教育センター障害児者支援課程 (H18年度～)

(2) 次の方の受講申込みは御遠慮ください。

- ア サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要のない事業所の方  
(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等)
- イ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を配置する必要がある事業所の職員ではあるが、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定のない方
- ウ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件である実務経験を満たす時期が相当先になる方

#### (事業開始前の受講)

問3 障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく事業所等の指定を受けていない所属の職員がサービス管理責任者補足研修を受講することはできるか。

(答) 現在指定を受けていない所属等が今後事業所指定を受けるため、必要な準備を行っている事業を実施する予定の方でも、当該研修を受講することは可能です。ただし、定員を上回る受講申込みがあった場合、受講者の決定に当たっては、既に指定を受けて事業を実施している事業所の方を優先することとなります。

#### (多機能型事業所のサービス管理責任者の配置)

問4 多機能型事業所（生活介護・就労移行支援）の職員であって、昨年度、「サービス管理責任者補足研修」と介護分野の「サービス管理責任者研修」（3日間）を受講している場合、今後、他の研修を受ける必要があるか。

(答) サービス管理責任者補足研修については、既に昨年度までに受講していれば、受講する必要はありません。  
問い合わせの場合、サービス管理責任者研修（3日間）については、既に修了している「介護」分野の研修の他に、事業開始後3年以内に「就労」分野のサービス管理責任者研修（3日間）を受講する必要があります。

#### (経過措置)

問5 昨年度までにサービス管理責任者補足研修を受講していないが、今年度、必ず受講しなければいけないか。

(答) 平成25年3月31日までは、経過措置期間として、サービス管理責任者の実務経験の要件を満たしていれば、サービス管理責任者補足研修（2日間）及びサービス管理責任者研修（3日間）が未修であっても、サービス管理責任者の要件を満たしているものとしてみなされていますが、平成25年度以降は各研修を修了している必要があるため、今年度に研修を受講していただく必要があります。詳しくは、参考資料4をご確認ください。

#### (サービス管理責任者補足研修とサービス管理責任者研修の受講順)

問6 サービス管理責任者補足研修（2日間）とサービス管理責任者研修（3日間）を受講する順番は決まっているか。

(答) どちらを先に受講しても差し支えありません。昨年度、サービス管理責任者研修（3日間）を受講済みの方で、昨年度までにサービス管理責任者補足研修を受講していない方は、今年度、サービス管理責任者補足研修を受講する必要があります。

平成24年11月6日

関係法人代表者様

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
障害サービス課  
(公印省略)

今後、新たに事業を開始する予定の事業所の皆様へ  
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の経過措置について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者には、次のとおり、経過措置が設けられています。

<経過措置について>

1 サービス管理責任者

平成24年4月1日以降の新規指定の事業所においては、事業開始後1年間は、規定の実務経験を有する者については、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。

なお、多機能型事業所等については、事業開始後1年間に当該事業所等において提供されるいすれかの障害福祉サービスのサービス管理責任者の研修を修了している場合は、事業開始後3年間は、すべての障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

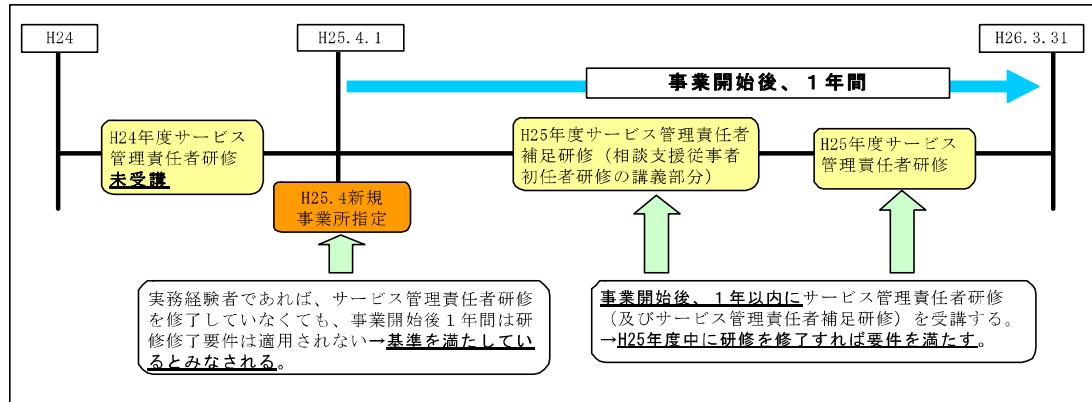
2 児童発達支援管理責任者

改正児童福祉法施行後3年間（平成27年3月31日まで）においては、規定の実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができるものとする。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

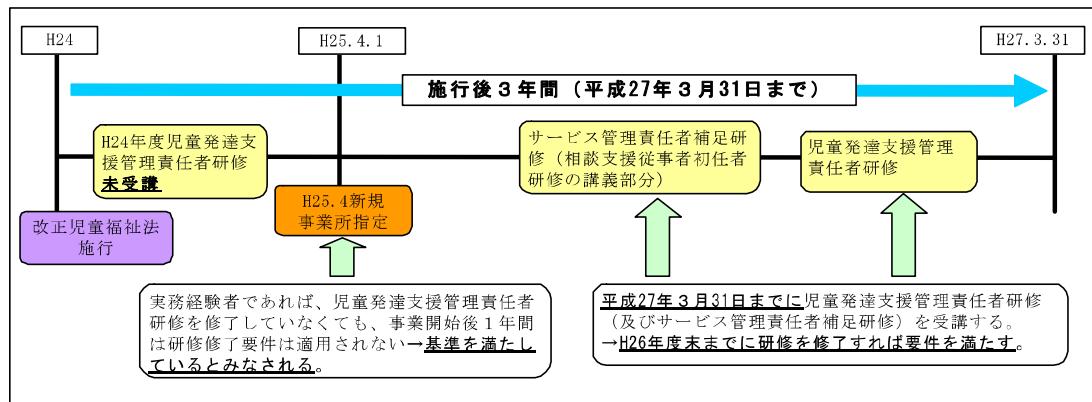
今後、新規で事業所を開設する予定の法人で、平成24年度のサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講できない場合であっても、実務経験を満たしている者をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置すれば、新規指定申請の際に、研修を修了しているものとみなされます。

ただし、サービス管理責任者は事業開始後1年以内、児童発達支援管理責任者は平成27年3月31日までに研修を受講し、修了しなければ、以後はサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件を満たさないこととなるため、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が不在となり、減算の対象となりますので、ご注意ください。

例1 平成25年4月に就労継続支援B型の事業所を開設する場合



例2 平成25年4月に放課後等デイサービスの事業所を開設する場合



問い合わせ先

事業支援グループ  
TEL 045-210-4732(直)  
FAX 045-201-2051

**注)**  
相談支援専門員に経過措置はありません。  
相談支援従事者初任者研修や現任研修の受講は必須です！！

事務連絡  
平成24年9月26日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課  
地域移行・障害児支援室

既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援管理責任者研修については、平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」に基づき実施されているところですが、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」及び別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」を改めて受講することを要さないこととされているところです。

しかし、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」の成立に伴い、改正「児童福祉法」等が施行され、障害児支援については、通所及び入所の支援体系の一元化や障害児通所支援の実施主体の市町村への移行など、制度が大きく改正されたところです。

このため、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合（以下「児童発達支援管理責任者研修を受講する者」という。）、及び平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者（児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなされている者）が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合（以下「みなし児童発達支援管理責任者」という。）については、平成23年度以前のサービス管理責任者研修には含まれていなかった改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、下記について特段のご配慮等をお願いいたします。

記

1. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者に、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受

講を促すこと。

2. みなし児童発達支援管理責任者に改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得する機会として、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受講案内を行い、できるだけ早い時期に受講するよう促すこと。
3. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者が希望する場合には受講できるよう、研修体制を整えること。
4. なお、児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者に対する別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修についても、地域生活支援事業の補助対象となることを申し添えます。
5. また、みなし児童発達支援管理責任者が別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修を修了した際に、修了証書を発行する場合には、別紙様式例を参考にしてください。

神奈川県においては、2月頃実施予定です。  
詳細は後日「障害福祉情報サービスかながわ」  
等でお知らせいたします。